

『第2次西尾市男女共同参画プラン』を策定しました

市では、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指して、平成35年度までの計画をまとめた第2次西尾市男女共同参画プランを策定しました。



男女共同参画社会とは・・・

「男は仕事、女は家庭」に代表させるような固定的な性別役割分担にとらわれず、男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるようになる社会のことです。

一人ひとりが尊重され、誰もがいきいきと暮らせるようにするために、男女共同参画社会の実現を目指します。

◆プランの期間 平成26年度から平成35年度までの10年間



◆プランの位置づけ

第2次西尾市男女共同参画プランは、「男女共同参画基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

第2次西尾市男女共同参画プランの基本理念

「男女の平等」と「男女の自立」

「男女の平等」とは、男女が社会の対等な構成員として、政治、政策・方針決定過程、地域社会、家庭生活、労働、教育などのあらゆる場に、ともに参画することです。

「男女の自立」とは、男女がお互いを尊重し、一人ひとりが経済的、生活的、精神的に自立した豊かな生活を営むことです。

市民が男女共同参画をより身近に感じることができるよう、キャッチフレーズを掲げ、誰もが心豊かに暮らせる西尾市となるよう第2次男女共同参画プランを推進します。

第2次西尾市男女共同参画プランのキャッチフレーズ

男女がともに 心豊かに暮らせるまち にしお

7つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会をめざします

- ◎ 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます。
- ◎ 男女共同参画の考え方をまなびます。
- ◎ 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます。
- ◎ 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります。
- ◎ 男女が健康で、安心して暮らせるまちをつくります。
- ◎ 防災・災害時対策における男女共同参画をすすめます。
- ◎ 男女間のあらゆる暴力をなくします。(西尾市 DV 基本計画)

